

報告第 2 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（峰山町荒山 R6.12.16）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 13 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第1号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月28日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町荒山地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和6年12月16日、建設部職員が京丹後市峰山総合公園内において昼休憩を取った後、次の作業現場に向かうため、公用車を後退させ公園内通路に出たところ、直進してきた相手方車両に接触し、損傷させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 94,785円

3 損害賠償の相手方 兵庫県豊岡市所在 法人